

中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金

中心商店街の **空き店舗**（3ヶ月以上未利用）に
出店される方へ改装費の一部を **補助**します。

申込期間 令和8年 1月30日(金)まで

※ 予算が無くなり次第、終了となります。

補助金額 補助率：補助対象経費の 1/3
 (上限額：最大 **100** 万円)

補助要件 裏面をご確認ください。

応募方法 ホームページをご覧ください。→
 八戸市 空き店舗 補助金



問合せ先 八戸市 まちづくり推進課 中心市街地活性化グループ（別館5階）
 電話：0178-43-9426
 Mail：machi@city.hachinohe.aomori.jp

創業に関するご相談はコチラから

はちのへ創業・事業承継サポートセンター

相談料無料！お気軽にご相談ください！



空き店舗情報は
 コチラから

まちづくり八戸



■ 補助要件

《補助対象となる物件》

- 「補助対象エリア図」に示した特定の道路に面した店舗、もしくはその道路に囲まれている街区にある店舗、事業所又は建物内のフロアの空き床であること
- 3ヶ月以上（※1）継続して利用されていないものであること

《補助対象となる事業》

- 小売業、飲食・サービス業、コミュニティビジネス、その他の来街機会の創出に寄与し、集客が見込まれる事業を行うものであること

【補助対象外となるもの】

- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗営業
- ・フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業
- ・政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの

《営業時間など》

- （飲食店以外の場合）正午までに開店し、1日6時間以上の営業を行うもの
- （飲食店の場合）①または②のいずれか
 - ① 午前11時から午後2時までのランチ営業を含む、1日6時間以上の営業を行うもの
 - ② 午後3時までに開店し、1日6時間以上の営業を行うもの
- （共通）週5日以上、通年で営業すること

《営業開始後の条件》

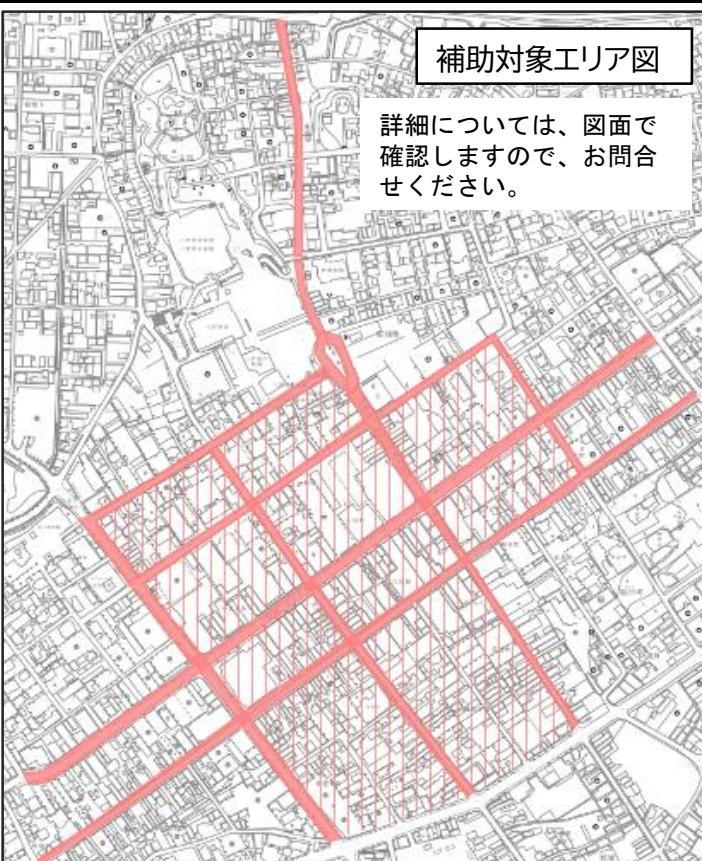
- 補助金の交付後、2年以上継続して営業すること
- ※ 補助金の交付を受けた事業者は、毎年1回（2年間）中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届を提出する必要があります。
- 空き店舗が位置する街区の商店街団体等の構成員となるなど、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関する活動に積極的に参加すること

《その他》

- 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 法令等の規定により許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること
- ※ 国、県、市等の他の補助金の交付対象となっている経費については、補助対象外となります。

補助対象エリア図

詳細については、図面で確認しますので、お問い合わせください。



《移転による出店の場合》

- 既に商売をしている方で、他の物件からの移転による出店となる場合は、中心市街地区域（下図）の区域外からの移転であること（区域内の移転は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。）



《注意事項》

- 上記の補助要件を満たさなくなった場合、補助金の交付を取り消す場合があります。
- また、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全額返還及び加算金が生じます。